

## 実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
牧之原市	地頭方地区	令和4年3月1日	—

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	310.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	242.1 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	127.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	40.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.6 ha
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

市南部に位置する当地区は、昭和40年代後半に農地基盤整備事業が施工され、田から畑地や樹園地への転換が図られた。また、畑地帯総合整備事業により水利の整備なども行われている。  
しかしながら、事業区域外においては小区画・不整形の農地も多く、農地の荒廃化が進行し、現在、地域全体で荒廃農地が多く見られ、農地の集積・集約に向けた取組みが困難な状況となっている。  
地区内には中心経営体となりうる認定農業者等の人材も極めて少ないため、地区外からの入り作や市内外の法人による耕作を検討する必要がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 地区内の担い手農家と地区外から既に入り作している担い手農業者とともに、地区農地全体の耕作
- (1) 地マップを作成し、可視化して経営体同士での耕作地についての話合いを行うとともに、中間管理機構を通じての更なる貸借の推進、法人による大面積での一括管理なども検討する。
- (2) 地区内の経営体が少ないため、地区外からの入り作や市内外の大規模法人による耕作を検討する。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

##### 【農地中間管理機構の活用方針】

経営の拡大を図る中心経営体の認定農業者や法人に対し、農地中間管理機構を活用して、農地の流動化を促進する。

将来的に中心経営体が営農継続が困難になった場合には、農地が荒廃化する前に農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し替えを進めていく。

##### 【新たな担い手の獲得】

地区内の経営体が少ないため、地区外からの入り作や市内外の大規模法人による耕作を検討する。

##### 【鳥獣被害防止対策の取組方針】

有害鳥獣被害が少ない地区であるが、今後、被害が増加する場合は、国や市の補助制度を活用し、電気柵などによる防除に努める。

##### (留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		養豚	138 a	養豚	138 a	地頭方
認農		茶	496 a	茶	595 a	地頭方
認農		茶・大根・エリンギ	304 a	茶・大根・エリンギ	365 a	地頭方
認農		茶・ネギ	137 a	茶・ネギ	151 a	地頭方
認農		茶・水稲・レタス	87 a	茶・水稲・レタス	104 a	地頭方
認農		茶・みかん・野菜	101 a	茶・みかん・野菜	121 a	地頭方
認農		茶	120 a	茶	132 a	地頭方
認農		ねぎ・オリーブ	50 a	ねぎ・オリーブ	50 a	地頭方
認農		茶・芽キャベツ	93 a	茶・芽キャベツ	102 a	地頭方
認農法		茶・大根	112 a	茶・大根	134 a	地頭方
認農法		茶・大根・スナップエンドウ	523 a	茶・大根・スナップエンドウ	575 a	地頭方
認農法		茶・ネギ	235 a	茶・ネギ	259 a	地頭方
認農法		茶・イチゴ	165 a	茶・イチゴ	182 a	地頭方
認農法		茶	80 a	茶	88 a	地頭方
認農法		茶	176 a	茶	211 a	地頭方
到達		メロン・茶	103 a	メロン・茶	113 a	地頭方
到達		施設花卉(トルコキキョウ)	81 a	施設花卉(トルコキキョウ)	81 a	地頭方
到達		芽キャベツ	164 a	芽キャベツ	164 a	地頭方
到達		茶、大根、甘藷	257 a	茶、大根、甘藷	257 a	地頭方
到達		茶、大根、甘藷	150 a	茶、大根、甘藷	150 a	地頭方
到達		茶	605 a	茶	605 a	地頭方
到達		施設花卉(トルコキキョウ)	118 a	施設花卉(トルコキキョウ)	118 a	地頭方
到達		いちご	70 a	いちご	77 a	地頭方
到達		茶	227 a	茶	272 a	地頭方
認就		養蜂	25 a	養蜂	25 a	地頭方
計	25人		2,769 a		2,937 a	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。